

本号で公布された条例のあらまし

地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計条例（埼玉県条例第九号）（保健医療政策課）

一 趣旨

地方独立行政法人埼玉県立病院機構の設立に伴い、同法人が行う事業用施設、医療機器等の整備に要する資金の貸付け等の円滑な運営とその経理の適正を図るため、地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計を設置するための条例の制定

二 内容

(一) 設置

地方独立行政法人埼玉県立病院機構が行う事業用施設、医療機器等の整備に要する資金の貸付け及び病院機構に係る県債の償還事務の円滑な運営とその経理の適正を図るため、地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計を設置する。

(二) 歳入及び歳出

ア 歳 入

病院機構の負担金、貸付金償還金、県債その他の諸収入

イ 歳 出

貸付金、県債償還金その他の諸支出

三 施行期日

令和三年四月一日